

寺子屋に体罰はあったか

——江戸時代日本人の教育と感性

金沢大学名誉教授 江森一郎



今日のお話は、標題は寺子屋の体罰ですが、それに限らず、その背景となる江戸時代の教育や教育観、社会的雰囲気を変えてお話ししたいと思います。

旧著の再刊

昨年（2012年）、12月末に大阪市立桜宮高校バスケット部で体罰が原因とみられる生徒の自殺事件がおこり、それへの対処の仕方が今年1月8日以来、橋下徹大阪市長の発言とともに、連日マスコミで大々的に報じられました。その後また、柔道女子オリンピック強化選手たちが匿名でコーチによる体罰に抗議したという問題も明るみに出て、これらが発端となって、体罰という教育方法への国民

民の関心がわかにかに高まりました。

すると、毎日新聞がいち早く（1月9日）私の『体罰の社会史』（1979）をもとに、「脱体罰の超先進国民たる先祖に知恵を借りたい21世紀の日本人だ」などと論じました。親しい友人の一人がこの毎日新聞の記事のことをメールで知らせてくれました。そして、その頃からこの本への一般の関心が少しずつ高まってきたように思います。おかげで絶版中の旧版『体罰の社会史』の古書価格が、じりじりと上昇したようです。

『体罰の社会史』の復刊の要請が旧版の出版元の新曜社からあったのは、1月10日でした。このような経緯があって、この5月はじめに私の24年前の書『体罰の社会史』（新曜社）は、新装版『体罰

の社会史』（新曜社）として世の中に再デビューさせていただきました。

この新装版を準備する段階で、旧版の本書を書く契機になったあの戸塚ヨットスクールの現状や、戸塚氏の逮捕、裁判、刑務所暮らしの経過を改めて調べることとなりました。それで戸塚氏は当時のマスコミや検察権力の犠牲者であったことも知りました（『戸塚ヨットスクールの今』岩波書店、2011、参照）。

もちろん、今日ではさらに強固に体罰必要論を唱える氏に賛同するわけではありませんが、いわば「悲劇の確信犯」として、今は同情すら覚えます。

この新装版でも寺子屋の体罰は、どのようなものだったかが、一つの大きなテーマでした。しかし、寺子屋の体罰問

題に入る前に、ここではそもそも寺子屋とはどういう学校だったかという説明からまず始めたいと思います。

寺子屋の実態

さて、本題に入ります。まず、寺子屋について以下の5つの問いに答えられる方は、この中におられますか？

- 1 机の並べ方の特徴は？
- 2 授業形態は？
- 3 何を主に教えたか？
- 4 子どもの入学年齢と年齢構成のバラツキは？
- 5 時間はどう計ったか？

1 寺子屋の机の並べ方は、現代のイラストレーターが想像で書くと、**図1**のようになりがちです。

この図では教師も子どもも畳に座って、子どもは全員、教師の方に向いています。しかし、こういう形は明治以後に一斉教授が始まってからの姿です。

寺子屋では子ども同士が向き合う形が多く、あまり人数が多くない田舎の寺子屋では、ロの字型やコの字型も多かったようです。寺子屋は子どもの自習中心の



図1

学習の場ですから、教師のほうに皆が向く必要はなかったのです。

2 授業は一斉教授はほとんどなく、個別教授が基本です。一斉に教えるのは、謡の一部を抜き出した小謡（後述）というのを、子どもが帰る前の時間に一斉に「うならせる」ことをした寺子屋が多いのですが、この時くらいです。

3 寺子屋の教育内容ですが、いわゆる「読み、書き、算術」(reading, writing, arithmetic)

・教育学や教育史ではこれを3R'sと呼びます)。子どもが当時の社会を生きていくうえで基本的に必要な文字教育と計算能力を身につけてやる学校でした。その他、七夕、天神講など学校行事的なものもあります。

4 入学年齢は一つの地域でもバラツキがありました。今の小学校入学より少し遅い8歳頃が多かったようですが、5歳頃から10歳くらいまで、かなりの開きがありました。入学年齢がこうでしたから、寺子屋の年齢構成も大きなバラツキがありました。卒業もそれぞれの事情で随時になされ、長期間在学する子もいれば、短期で退学する子もいました。

5 時間はどのように計ったか。時計のない時代でしたから、晴れた日は、障子に映る日陰の長さを目安にしたとか言われます。じゃあ雨の日はどうしたかという、時間がよく分からず、師匠は勘で子どもの帰宅時間を決めたとようです。曇った暗い日は早く返してしまい、その逆もあったようです。長閑なものです。

寺子屋そのものについての説明は、このくらいにしておきましょう。

次に**図2**を見て下さい。この図を使って私はいろいろな授業や

講演をしました。金沢大学の附属中学では、中学生にいろいろ解釈させて、一時間この図の解釈だけで授業をしたこともありま。す。「外で竿を使っている子は何をしているのだろうか」「師匠は外から帰ってきたところらしいが、教場の様子を見て困っているのだろうか」「上半身裸で机に跨がった子は、何をしているのだろうか」などなど。ここでは、詳細に検討している余裕がありませんが、少し



図2

だけ解説すると、外に出てしまった子は、当然柿を落としているのですよね。上半身裸で机に跨がった子は、私は武者になった気で、馬に鞭をあてているつもりになっていないのだと思います。硯を壊しているのではないかと言った生徒がいましましたが、高価な硯を壊すはずがないと私は思います。なお、師匠は外から帰ってきた場面と思われま。す。師匠は村の顔役でもあり、いろいろな用事で、子どもに自習させて外出することが多かったのです。しかし、師匠の権威は大変なものだったので、師匠が部屋に戻れば子どもは慌てて自分の定席に戻ったと考えられます。

寺子屋の体罰

寺子屋には体罰（この場合の体罰とは、体に何らかの強制力を加える罰という程度の意味です）がありました。もち

ろん多数いた師匠の中には、過酷な罰を課した人もいましたが、多くの師匠は温和な方法で教室秩序の維持をしたようです。寺子屋の体罰は残酷だったということが明治以後最近まで言われ続けてきましたが、私はそうではなかったという戦前の乙竹岩造（東京高等師範学校教授）の説を大筋で支持します。

乙竹岩造は、「わが邦庶民教育の発達沿革に関する包括的叙述」を意図して、1929年に『日本庶民教育史』という江戸時代の庶民教育の実態に関する金字塔を打ち立てました。この研究が貴重なのは、大正4年―6年にかけて当時の高等師範学校と師範学校の生徒を動員して、当時まだ生存していた寺子屋の元師匠、元寺子（生徒）の聞き書き調査を行い、それを基礎に分析していることです。寺子屋の体罰について乙竹は次のように総括しています。

――従来は、寺子屋では峻厳過酷なる懲罰が盛んに行われて、至る処、人をして戦慄せしめたという伝説のみが普ねく人口に膾炙しているが、然し記録、文献には、これを徴らすべきものが甚だ乏しい。又これについて未だ研究せられたものもない。余の調査は三千九十の師匠並びに寺子を併せ含んだる故老の実験報告

棒満 (ほうまん)

- 寺子屋における罰として、水の入った湯呑と線香を持って机の上に立たせ(あるいは座らせ)た。



図3

によって、傍ら直接、間接に関係ある文献図書を参考して、これを纏めたのであるから、事実に基いたるものであって、この点に関して幸いにその真相を明らかにし得たと信ずる。——
 寺子屋の独特の体罰としては、棒満(ほうまん)というのが、有名です。といっても、今の人とはほとんどこの言葉を知りませんが。棒満とは「捧げ満たす」の意味で捧げるのは、線香です。満たすのは、茶碗で

茶碗に水を満たしたものです。

これら2つ(線香と水)は、当時の寺子屋で必須のものです。線香では時間を計ります。水は硯に必須のものですから、水差しを各自もっている場合も多かったようです。

したがって、寺子屋に必備のものを使った寺子屋独特の罰で、特に残酷なものではなかったようです。この罰は、バリエーションがあったようです。机の上に立たせる場合もあり、線香の代わりに蝋燭を持たせる場合もあったというところが図3から分かります。ただし、図4の子どもは机を2段重ねて、その上に座らせられているのが気になります。危険過ぎます。これはこの絵が戯画だからで、写真ではないと思われます。

寺子屋では棒満以外にも留置や放校という罰もあり、縄縛も時にはあったようですが、これらは「あやまり役」という



図4

人物が、適当なところで仲裁に入り、許されることが多かったようです。

(次頁図5)

この「あやまり役」というのは、寺子屋に全国的にかなり普遍的に存在した役目で、時には年長の寺子仲間であったり、時には師匠の奥さんだったり、時には近所の年寄りだったりします。

こういう役割の人物の存在は、きわめて興味深く、昔、NHKの「日本人の質問」という番組で取り上げられ、私に相談があり、1997年に放映されました。図5の左上、師匠の前で両手をつけて謝っている年長の子がその「あやまり役」です。その横で泣いている子が師匠に怒られた本人です。私はこの図は江戸時代の図と思っていたのですが、明治になってから絵師に書かせたものであることを最近知りました。

このような寺子屋独特な罰やそれを仲裁する制度は、今日の学校では全くなりませんでした。このような日本の寺子屋に独特な罰とそれを他人が間に入って許す



図5

制度は、日本人の伝統的農村共同体の互助慣行と大いに関係があると思われる。そういう伝統が大きく壊れた所に、今日の学校の残酷ないじめや体罰が横行するようになったと言えましようか。

古典を日本語訳する時の重要な書き換え

自分の研究進行中のプロセスはよく覚えておりませんが、以下のような文献上の史実を確認したことが「江戸時代は体

罰否定的な社会だった」ことを確信できるようになった大きなきっかけでした。その史実を少しご説明したいと思えます。

孔子の言行録である『論語』憲問篇第十四に、以下のような文章があります。

原壤夷俟。子曰。幼而不孫弟。長而無述焉。老而不死。是爲賊。以杖叩其脛。

これを現代文で意識しますと、「原壤は、孔子の旧友であったがダメ人間であった。ある時孔子と待ち合わせ、立て膝をして待っていた。不作法な態度である。(中略)孔子はこれを咎めるためその脛を杖で叩いた」というのです。

最後の「杖つえを以(もって)其(その)脛(すね)を叩(たた)く」という部分が、今日的にいえば一種の体罰です。孔子は体罰肯定論者ともいえる根拠になります。

これ(「以杖叩其脛」)に対する朱子の注(『四書集註』)では、「曳く所の杖を以て微かに撃つ」となっています。四書集註は朱子はその注釈に心血を注いだ書で、注の文章の一字たりともないがせにできないとされています。

ところが、倉石武四郎訳(倉石ほか訳

『論語』孟子、大学、中庸』、筑摩世界文学体系5)では、徹頭徹尾朱子の注に拠ったとしながらも、朱子の体罰観を推察する鍵となる「微かに」の語が翻訳されていません。詳細は私の本の96頁をご覧ください。恐らく倉石先生には孔子が体罰肯定論者か否定論者かという問題意識そのものがなかったのでしょう。それでうっかり訳し忘れたのだと思います。

また、近江聖人と言われた中江藤樹は『鑑草』という女性用教訓書を書いておられますが、この中で、朱子学の先達とされる程明道、程伊川兄弟の母、侯婦人の母としての徳を称える文章が、原本の『近思録』齊家の道篇とは書き換えられて紹介されていることを発見しました。

すなわち、侯婦人が「『奴婢』(男女両方の召使い)を打たなかった」となっている部分を『婢妾』(女の召使い、めかけ)と言い換えていました。

この事実が気付いた際、私が思ったのは、日本では藤樹の生きた(戦国時代の秀囲気が未だ濃厚に残っていた)江戸時代初期でさえ女性が男の召使いを打つなどということはほとんどなかったもので、藤樹は日本の女性読者の意識にあわせて書き換えたのだろうということです。

これらは研究中の細かな発見ではある

のですが、自分の研究テーマに関してできつつある全体イメージがどれだけ史実に合っているかを確信する重要な部分でした。そういうことをお分かりいただけると思い、あえてこのお話をしました。

石門心学、小謡など

話を交えますが、江戸時代の民衆意識に大きく影響したものに石門心学があります。普通彼らは儒教、仏教、神道の当時の主要な思想をもとにしていると言われますが、私の感じでは近世儒教の朱子学を核としていると思われれます。

この始祖は御存知のように石田梅岩ですが、彼は特別に謙虚、謙遜の人でした。日頃の生活でもお湯を捨てる時に土中に虫を殺すのを恐れて、必ずぬるめから捨てたと言います。このくだりを讀んだ時、私は梅岩の特殊な宗教的な信条を感じました。始祖がこういう人ですから、体罰とは縁遠かったと思われれます。

この派の後継者たちは民衆教化に熱心で、子どももの教化にも力を入れました。

彼らが体罰にどういう態度をとったか。彼らは健康上の理由からお灸を勧めたことに特徴がありますが、体罰はやはり否定しています。

寺子屋では「小謡」（種々の謡の一部を抜き出したもの。これを集めた小謡集も編纂された）は、下校の前などに一斉に唸らせた場合が多かったのですが、

この謡の内容がなかなか高度で、歴史知識や人生観を背景にした道徳や様々な教訓が含まれており、子どもはその時は理解出来なくても、その後の人生の中の価値判断に役だったと思われれます。私の住んでいる金沢では、月に1回能の公演があり、最近見に行くようにしておりますこともあり、私自身も最近まで意識しておりませんでした。重要な視点だと思います。（図6）

最後になりましたが、前近代の西欧や中国では学校や教育に体罰はつきもので

高砂や
この浦船に帆をかけて
節はむしように走る小謡

図6

した。ところが日本ではすでに江戸時代に体罰の少ない（もちろん皆無ではありませんが）教育がよいとされ、武士の世界では勿論、寺子屋など庶民の学校でも体罰の少ない教育を行っていたというのは、日本社会の伝統の本質を考える面白い視点になると思います。

『体罰の社会史』では、江戸時代の儒者の体罰観や武士の学校である藩校や武士の体罰についてもかなり詳細に調べて紹介しました。同書を参照してください。

（6月14日・公開フォーラム）

講師紹介（えもり いちろう）

1943年 東京都生まれ

1967年 東京大学教育学部卒業
高校社会科教師を経て

1978年 東京大学大学院教育学研究科博士課程単位取得退学、宮城教育大学、金沢

大学教授を経て

現在 金沢大学名誉教授、金沢学院大学教授

著書 『体罰の社会史』『勉強』時代の夜明け』など